

議案第 58 号

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 3 月 26 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第 1 号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加え、「職員」を「従業者」に改める。

第 17 条に次の 1 項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月26日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「次項において」を「以下」に改める。

第5条第2項中「）及び」を「）に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「）を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第53条第2項」を「指定地域密着型サービス基準等条例第188条第2項」に改める。

第6条第1項第1号ア中「、2人」を「2人と、市長が必要と認める場合は2人以上4人以下」に改める。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている際における入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中「以下」を「第35条において」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第45条に次の2項を加える。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設を運営する法人の役員及びユニット型指定介護老人福祉施設の管理者その他の従業者は、暴力団員であってはならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第48条第7項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第52条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第55条中「第41条第3項」と、「」の次に「第35条中「運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第60号

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月26日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「次項において」を「以下」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」を「法に定めるもののほか、介護老人保健施設」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「常勤換算方法」の次に「(当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)」を、「入所者の数」の次に「(前年度の平均入所者数とし、新規に許可を受ける場合は、推定による数とする。以下この項において同じ。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「) 及び」を「以下この項において同じ。」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第3項中「第1項第7号」を「第1項第6号」に改め、同条第4項中「第1項第1号及び第4号から第7号まで」を「第1項第3号から第6号まで」に、「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に、「) の医師、」を「) の」に改め、同項第1号中「医師、」を削り、同項第3号を削り、同項第2号中「医師、」を削り、「第48条第1第3号」を「第48条第1項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第4条第5項中「第1項第1号及び第4号から第7号まで」を「第1項第3号から第6号まで」に、「(病院又は)」を「(介護医療院又は病院若しくは)」に、「)の医師、」を「)の)」に改め、同項第1号中「医師、」を削り、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設は」を「法に定めるもののほか、介護老人保健施設は」に、「第11号から第13号まで」を「第8号から第10号まで」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に、「第3号から第13号まで」を「次」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、同条第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第29条中「以下」を「第35条において」に改める。

第44条に次の2項を加える。

4 ユニット型介護老人保健施設を運営する法人の役員及びユニット型介護老人保健施設の管理者その他の従業者は、暴力団員であってはならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第45条の見出しを「(施設及び構造設備)」に改め、同条第1項中「ユニット型介護老人保健施設は」を「法に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設は」に、「第6号から第8号まで」を「第4号から第6号まで」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に、「第3号から第8号まで」を「第2号から第6号まで」に改め、第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「掲げる施設」の次に「(第1号に掲げるユニットにあつては、療養室を除く。)」を加え、同項第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第3項中「及び

第3号に掲げる設備」を「の浴室」に改め、同条第4項中「前3項に規定するもののほか、」を削り、「設備構造」を「構造設備」に改める。

第47条第7項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第54条中「第42条第2項第2号」を「第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第42条第2項第2号」に、「読み替える」を「読み替える」に改める。

附則第2条第1項を削り、同条第2項中「みなし介護老人保健施設」の次に「(基準省令附則第4条に規定するみなし介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)」を、「に老人保健施設」の次に「(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条第4項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。)」を加え、「第5条第2項第4号」を「第5条第2項第2号」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附則第3条第1項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第6項」を「第4項」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該診療所の一般病床又は療養病床の転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第5条第2項第

2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 機能訓練室と食堂を兼ねて設ける場合にあつては、食堂は必要な広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積が3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。
- (2) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

附則第3条第7項から第12項までを削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 61 号

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 3 月 26 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 25 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じな
ければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するととも
に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施す
ること。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第62号

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月26日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」に、「削除」を「共生型居宅サービスに関する基準（第114条—第131条）」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条—第188条）」を「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条 第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条の2・第181条の3） 第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条—第188条）」に改める。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者」の次に「（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第15条第1項中「する者」の次に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第29条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、
口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準等条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第47条中「において、」の次に「第9条第1項中「第30条」とあるのは「第47条において準用する第30条」と、」を、「する第29条」との次に「、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第47条において準用する第25条」と」を加える。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号。以下「指定障害福祉サービス等基準等条例」という。）第7条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準等条例第7条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業員の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準

等条例第6条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条(第1項を除く。)及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第42条の3において準用する第30条」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第42条の3において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第29条」とあるのは「第42条の3において準用する第29条」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第42条の3において準用する第25条」と、第42条第2項第2号中「第20条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第20条第2項」と、同項第3号中「第27条」とあるのは「第42条の3において準用する第27条」と、同項第4号中「第38条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第38条第2項」と、同項第5号中「第40条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第40条第2項」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「第4節」を「前節」に改める。

第65条第5項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第81条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又

は言語聴覚士」という。)を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第107条中「(第5節を除く。)」を削る。

第113条中「第39条」を「第36条まで、第37条から第39条」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働

省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)

(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準等条例第80条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準等条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準等条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及

び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第115条において準用する第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第115条において準用する第107条に規定する運営規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の規定により第1項に掲げる」とあるのは「共生型通所介護を行う事業所の」と、「指定通所介護以外」とあるのは「共生型通所介護以外」と、第105条第1号中「次条第1項」とあるのは「第115条において準用する次条第1項」と、同条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項の指定通所介護」とあるのは「第115条において読み替えて準用する第102条第4項の共生型通所介護」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第115条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第147条第2項及び第3項を削る。

第148条第1項中「指定短期入所生活介護事業者が当該」を「指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第155条に次の2項を加える。

7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

8 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができる

よう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

第165条第2項中「(指定居宅介護支援等基準等条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第168条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第174条第7項中「前項の」を削る。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改め、「静養室等」との次に「、第167条第2項第2号中「第155条第5項」とあるのは「第188条において準用する第155条第5項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第188条」と」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準等条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第181条の3において準用する第164条に規定する運営規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第181条の3において準用する第164条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第155条第2項中「次条第1項」とあるのは「第181条の3において準用する次条第1項」と、同条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「第155条第5項」とあるのは「第181条の3において準用する第155条第5項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第181条の3」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第3号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第194条第5項中「前項の」を削る。

第202条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第207条第1項中「次のとおり」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとし、介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削る。

第215条第2号を次のように改める。

- (2) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第218条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に、「介護職員及び看護職員」を「看護職員及び介護職員」に改める。

第226条第5項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第237条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第238条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第248条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第254条に次の2項を加える。

- 4 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指定福祉用具貸与の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

- 5 指定福祉用具貸与事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、

他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

第255条第1項第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同項に次の1号を加え、同条第2項を削る。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

第265条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条」に改める。

第273条第2項を削る。

第276条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を、「「利用者」と」の次に「、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第3条第1号中「以下」を「老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。）」(以下この号において)に改める。

附則第5条を附則第8条とし、附則第4条を附則第7条とし、附則第3条の次に次の3条を加える。

第4条 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第6条において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

第5条 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開

設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第6条 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1項第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

議案第63号

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月26日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め
る条例（平成27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改め、同条第4項中
「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平
成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を
加える。

第5条第1項中「（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）」を削る。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する
よう求めることができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「、第3項」を
「、第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項
とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項で」を「第6項に」に改め、同項を
同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又
はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該

利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号中「やむを得ない」を「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない」に改め、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第16条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第19号中「医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（管理者に係る経過措置）

- 2 平成33年3月31日までの間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第64号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月26日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条—第172条）」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の2・第165条の3）
第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条—第172条）」に改める。

第1条中「並びに第115条の14第1項」を「、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第87条第1項第2号中「理学療法士等」の次に「(第80条第1項第2号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（同

条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第165条の3において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第165条の3において準用する第139条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と、第145条中「第

129条」とあるのは「第165条の3において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第165条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第175条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第180条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条第1項中「、法」を「法」に改め、「ことと」の次に「し、介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することと」を加える。

第196条第2号を次のように改める。

- (2) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第204条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に、「介護職員及び看護職員」を「看護職員及び介護職員」に改める。

第212条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲

げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第226条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第250条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指定介護予防福祉用具貸与の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

第251条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第264条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指定特定介護予防福祉用具販売の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

附則に次の3条を加える。

第3条 第204条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第5条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員

及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

第4条 第228条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第5条 第206条及び第230条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第251条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧条例第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

議案第 65 号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 3 月 26 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 7 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「、第 3 項」を「、第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 5 項で」を「第 6 項に」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成したときは、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。